

1. 定義及び解釈

- 1.1 本条件書（以下「**本条件書**」という。）において、次の用語は、文脈上他の意味に解釈すべき場合を除き、以下の意味を有するものとする。

「**適用データ保護法令**」とは、EU 一般データ保護規則（2016/679）（以下「**GDPR**」という。）及び個人情報保護法を含む、データプライバシー及びデータ保護に関する適用あるすべての法律、制定法、規則、命令、規制指針、基準、指示、規範、又はこれらに類するその他の規制（いずれについても、随時改正され、統合され、再制定され又は差し替えられたものを含む。）をいう。

「**適用税**」とは、第 8.1.1 号において定義するものをいう。

「**営業日**」とは、土曜日、日曜日又は日本における祝祭日以外の日をいう。

「**秘密情報**」とは、購入注文書及び本条件書の内容、並びに一方当事者（以下「**受領当事者**」という。）又はそのグループの他のメンバーが、購入注文書若しくは本条件書の結果として又はそれに関連して、他方当事者（以下「**開示当事者**」という。）若しくはそのグループの他のメンバーから又は他方当事者若しくはそのグループの他のメンバーの代わりに受領又は入手した、あらゆる形式のすべての情報（当該情報から作成された限りにおいて、報告、要約又は分析を含む。）をいう。但し、以下に該当する情報を含まない。

- (a) 開示当事者又はそのグループの他のメンバーによる開示の前に、受領当事者又はそのグループの他のメンバーが所持していた情報で、開示当事者又はそのグループの他のメンバー以外の情報源から秘密保持の条件を付されずに取得した情報
- (b) 受領当事者による本条件書の違反によらずして公知である情報
- (c) 法令、規制当局若しくは機関により、又は裁判所命令に基づき開示を要求される情報
- (d) （当該開示に適用される条件に従うことを条件に）開示可能であることに両当事者が明示的に合意した情報

「**当社**」とは、購入注文書に記載される CooperVision 社をいう。

「**当社資料等**」とは、第 2.8 項において定義するものをいう。

「**本件契約**」とは、購入注文書及び本条件書に従った本件商品の売買及び／又は本件サービスの提供に関する、当社とサプライヤーとの間の契約をいう。

「**納期**」とは、本件商品の納入若しくは合意されたマイルストーンに関して購入注文書に明記される日、又はかかる日付が明記されていない場合には購入注文書の日付から 2 日以内の日をいう。

「**不可抗力事由**」とは、影響を受けた当事者の合理的な支配が及ばないあらゆる事由又は状況をいい、洪水、落雷、地盤沈下、テロ行為、火災、戦争、電力供給装置の故障若しくは不足、政府による行為又はあらゆる種類の争議行為が含まれるが、これらに限定されるものではない。

「**本件商品**」とは、購入注文書に基づいてサプライヤーが供給する商品、材料、機械、装置、及びその他あらゆる種類の品目（本件サービスの一部として供給されるものを含む。）をいう。

「**グループ**」とは、ある会社について、当該会社及び当該会社の親企業並びに当該会社及びその親企業のすべての子企業をいう。

「**知的財産権**」とは、特許、商標、サービスマーク、ロゴ、体裁、商号、インターネットドメイン名、意匠権、著作権（コンピュータ・ソフトウェアにおける権利を含む。）及び著作者人格権、データベース権、実用新案、ノウハウ権その他の知的財産権（いずれの場合も登録の有無を問わない。）をいい、世界のいずれかの場所において同等又は類似の効力を有する登録された権利又は保護の態様はすべて登録及び登録出願を含む。

「**損失等**」とは、あらゆる種類の責任、損害、損失、コスト、請求又は費用（合理的な弁護士費用を含む。）をいう。

「**マイルストーン**」とは、購入注文書に記載されるか又は両当事者が書面により別途合意する、本件サービスの一部若しくはすべてを完了すべき期日又は本件商品が納入されるべき期日をいう。

「**両当事者**」とは、当社及びサプライヤーをいい、またその各々を「**当事者**」という。

「**支払期日**」とは、当月 20 日締め翌々月末をいい、同日が営業日でない場合にはその前営業日をいう。但し、当社及びサプライヤーが書面により別段の合意をした場合にはこの限りではない。サプライヤーが下請法により保護される場合、支払期日は納期後 60 日以内とし、その最終日が営業日ではない場合には最終日は同日の直前の営業日とする。

「**社員等**」とは、関連する当事者の取締役、従業員、代理人、請負業者及び／又は下請業者をいう。

「**代価**」とは、以下のものをいう。

- (a) **本件商品**に関するもの：購入注文書に記載される本件商品の価格
- (b) **本件サービス**に関するもの：購入注文書に記載される本件サービスの料金

「**購入注文書**」とは、本条件書を組み込んだ当社の購入注文書であり、当社が本件商品又は本件サービスを注文する際に使用するものをいう。

「**本件サービス**」とは、購入注文書に記載される、本条件書に基づいてサプライヤーが履行するあらゆるサービスをいう。

「**サプライヤー**」とは、購入注文書に記載される、本条件書に基づいて当社に本件商品又は本件サービスを供給する個人、事業体又は会社をいう。

「**サ プ ラ イ ヤ ー 行 動 規 範**」とは、<https://coopervision.com/about-us/supplier-code-of-conduct>で入手可能なサプライヤーの行動規範（随時修正されたものを含む。）をいう。なお、行動規範が日本語で掲載されていない場合、サプライヤーは、行動規範の内容を認識していない旨主張することができる。

- 1.2 本条件書と購入注文書の条件との間に齟齬がある場合には、購入注文書の条件を優先するものとする。
- 1.3 文脈上別段に解すべき場合を除き、本条件書においては以下のとおりとする。
- 1.3.1 ある者への言及は、個人、事業体、会社又はその他の法人を含むものとする。
- 1.3.2 ある制定法又はその条項への言及は、随時修正され、改正され、差し替えられ、再制定され又は統合された当該条項への言及を含むものとする。
- 1.4 本条件書の見出しは、便宜のみを目的としており、本条件書の解釈に影響しないものとする。
- 1.5 「その他」及び「含む」の語があるときは、それらの語の対象となる単語、記述、定義、語句又は用語の意味に制限されないものとする。

2. 本件商品及び本件サービスの供給

- 2.1 本件商品及び／又は本件サービスを購入する場合、当社はサプライヤーに購入注文書を提出するものとする。購入注文書は、本条件書に従って本件商品又は本件サービスを購入するための当社による申込みを構成する。
- 2.2 サプライヤーは、本件商品の提供又は本件サービスの履行ができない場合、購入注文書の受領から 2 営業日以内に当社に通知しなければならない。
- 2.3 第 2.2 条の適用を妨げるものではないが、購入注文書は次のいずれか早い方の時点でサプライヤーにより受諾されたものとみなされ、その時点で本件契約が成立するものとする。
- 2.3.1 サプライヤーによる購入注文書の受諾書の発行
- 2.3.2 サプライヤーによる購入注文書の履行と合致する行為
- 2.4 サプライヤーが納期までに購入注文書を（完全に）履行できない場合又は履行する意思がない場合、当社は、当社が有し得るその他の権利又は救済を損なうことなく、購入注文書を解約し、拒絶された購入注文書の対象である本件商品又は本件サービスを別の供給業者から入手することができる。なお、サプライヤーが下請法により保護される場合、当該遅延がサプライヤーに起因するものでない限り、当社が納品を拒絶することは認められない。
- 2.5 サプライヤーは、購入注文書を受諾することにより、サプライヤー行動規範（随時修正されたものを含む。）の条件に同意したものとみなされる。
- 2.6 法律上認められる最大限の範囲で、かつ第 7.2 項及び第 7.5 項に従うことを条件として、本条件書は、サプライヤーが課そうと試み若しくは組み入れようと試みる条件、又は適用法、規則、商慣習、慣行若しくは取引経過により黙示されるその他の条件を排除して、本件契約に適用される。
- 2.7 本条件書の変更は、当社が書面で明示的に同意しない限り拘束力を生じないものとする。
- 2.8 サプライヤーは、当社がサプライヤーに提供するすべての資料、機器及び道具、図面、仕様書及びデータ（以下「**当社資料等**」）と

いう。）並びに当社資料等に対するすべての権利が当社の独占的財産であること、及び今後も当社の独占的財産であり続けることを認める。サプライヤーは、当社資料等を自らの危険負担で安全に保管し、当社に返却するまで良好な状態に維持するものとし、当社の書面による指示又は許可によらない限り、当社資料等を処分又は使用してはならない。

3. 本件商品の仕様及び検査／本件商品の品質

- 3.1 サプライヤーは、購入注文書の記載に従って本件商品納入するものとする。
- 3.2 当社は、本件商品及び本件商品の製造に使用される材料をいつでも検査及び試験することができる。サプライヤーは、当該検査又は試験にかかわらず、常に本件商品に対する全責任を負うものとし、当該検査又は試験が本件契約に基づくサプライヤーの義務を軽減し又はその他の形で当該義務に影響を与えることはないものとする。
- 3.3 当該検査又は試験の後に、本件商品が第 3.6 項のサプライヤーの約定に適合しないか又は適合する可能性が低いと当社が判断した場合、当社はサプライヤーにその旨通知するものとし、サプライヤーは当該適合性を確保するために必要な是正措置を直ちに講じるものとする。
- 3.4 当社は、サプライヤーが是正措置を実施した後に、再度検査及び試験を実施することができる。
- 3.5 サプライヤーは、購入注文書に明記されるとおり本件商品と共に付随資料が提供されること、当該付随資料が本件商品の使用のために適しており、相当かつ十分であること、及び当該付随資料に重大な欠落、齟齬、曖昧さ又は矛盾がないことを確実にする。
- 3.6 サプライヤーは、本件商品が以下の条件を満たすことを保証する。
- 3.6.1 その説明及び適用される仕様に合致していること。
- 3.6.2 十分な品質を有しており、サプライヤーが提示した、又は当社が明示的若しくは黙示的にサプライヤーに知らせた目的に適合するものであること。そして、この点において、当社はサプライヤーの技能及び判断に依拠できること。
- 3.6.3 設計上、材質上、製造上及び仕上がり上の欠陥や不具合がないこと。
- 3.6.4 サプライヤーが当社に提供した、又は購入注文書に記載されたサンプル、図面、説明若しくは仕様に適合すること。
- 3.6.5 本件商品の製造、販売又は使用に関するすべての法定要件及び規則に準拠していること。
- 3.7 当社が書面により別段の同意をしない限り、購入注文書で要求される本件商品の数量を超えた納品が行われた場合、サプライヤーは、当社の要請に応じ、サプライヤー自身の費用負担で、当該超過分の回収を手配するものとする。現在及び将来のいかなる超過分についてもサプライヤーがその危険を負担するものとし、サプライヤーの費用負担で返品可能とする。
- ## 4. 本件商品の納入、危険負担及び財産
- 4.1 書面で別段の合意がなされない限り、サプライヤーは、本件商品

を納期又はマイルストーンまでに納入するものとする。

- 4.2 サプライヤーは、当社から別段の指示がない限り、当社の指示及び適用規則に従って、ラベル又はマークを貼付した損傷のない状態で、購入注文書に明記された住所（以下「**納品先住所**」という。）に本件商品を納入するものとする。
 - 4.3 納品は、当社の通常の営業時間中にのみ行う。
 - 4.4 当社が本件商品を受け入れるか否かにかかわらず、当社は本件商品の包装又は梱包材料をサプライヤーに返還する義務を負わないものとする。
 - 4.5 サプライヤーは、自らの危険負担で、納品先住所において本件商品の荷降ろしを行う。本件商品の納入は、納品先住所において本件商品の荷降ろしが完了した時点で完了するものとする（以下「**納品**」という。）。
 - 4.6 権原について
 - 4.6.1 本件商品に対する権原は、納品の時点で当社に移転するものとする（但し、本件商品に係る支払いが納品前に行われた場合には、本件商品に対する権原は、支払いが行われ本件商品が本件契約の対象として充当された時点で当社に移転するものとする。）。
 - 4.6.2 本件商品及び／又は本件サービスの原材料に対する権原は、当社による原材料代金の支払い又は納品のいずれか早い方の時点で当社に移転するものとする。
 - 4.7 本件商品及び一切の原材料に関する危険は、本件商品が受入れが完了するまで（又は第5.1項に基づいて受入れが完了したとみなされるまで）引き続きサプライヤーが負担し、当社に移転しないものとする。サプライヤーが危険を負担する間であっても、当社は、不正なアクセスや損害から本件商品を保護するために合理的な努力を払わなければならない。
 - 4.8 本件商品の納入に遅延が生じた場合には、当該遅延が当社との間で事前に書面をもって合意された場合、当社の作為若しくは不作為のみの結果である場合、又は第15条の不可抗力事由による場合を除き、当該遅延は契約違反とみなされ、第13.2.1号に従い当社は本件契約を終了することができる。
 - 4.9 本件商品が分割して納入される場合、本件契約は、複数契約ではなく単一契約として扱われるものとし、サプライヤーがいずれかの分割納入を期限内に行わなかった場合又は全く納入を行わなかった場合、当社は、その選択により、契約全体の履行がされたものとみなすことができる。
- 5. 本件商品の受入れ**
- 5.1 当社は、納品後に本件商品を検査するための合理的な時間（又は、隠れた瑕疵や不具合の場合は、当該瑕疵又は不具合が明白になった後合理的な期間）が経過するまでは、本件商品を受け入れたとはみなされない。なお、当社による本件商品の実際の受入れは、本件契約に適合していないことが判明した本件商品に関して適用される第10条の規定を損なうものではない。

6. 特定の本件商品に関する要件

- 6.1 本件商品又は本件商品の構成部分のうち品質保持期間が制限されるものについて、サプライヤーは当社に以下を提供するものとする。
 - 6.1.1 本件商品の保存に必要な保管指示
 - 6.1.2 製造日からの品質保持期間
 - 6.1.3 本件商品の包装上に明確かつ消えないように表示される使用期限
 - 6.2 サプライヤーは、残りの品質保持期間が本件商品の品質保持期間全体の80%以上である本件商品のみを納品するものとする。
 - 6.3 サプライヤーは、危険な性質を持つ本件商品の取扱い、保管、安全な使用、輸送又は処分に関する危険性及び特別な指示（随時入手されるこれらの事項に関する新情報を含む。）を、速やかに書面で当社に通知するものとする。
- 7. 本件サービス**
- 7.1 サプライヤーは、本件契約に従い、当社（及び当社が随時指示する当社のグループの他のメンバー）に本件サービスを提供するものとする。
 - 7.2 サプライヤーは、以下に従うものとする。
 - 7.2.1 購入注文書、本条件書及び仕様書に従い、また適正な業界慣行に従って、合理的な技術、注意及び勤勉さをもって本件サービスを速やかに履行する。
 - 7.2.2 本件サービスを履行するために必要な、本件サービスが履行される当社敷地内の場所（以下「**本件敷地**」という。）での活動に限定し、特に、騒音、粉塵、廃物及び残骸等に関する不都合を最小限に抑え、本件サービスの履行後、本件敷地から不要な資材及び残骸等をすべて撤去し、当社の満足が得られるよう清潔かつ業務に適した状態にする。
 - 7.2.3 本件敷地を訪問し、本件サービスを履行するための業務の範囲及び性質について納得する。
 - 7.2.4 保安、緊急事態、火災、駐車、荷降ろし等に関する当社のすべての要求事項を遵守する。
 - 7.2.5 本件サービスに関して、適切な経験、技能及び資格を有する者のみを雇用し、当該雇用者のリストを当社に提供する（とともにこれを最新の状態に維持する）。
 - 7.2.6 必要なすべての安全予防措置を実施し、必要な警告通知を行う。
 - 7.2.7 本件サービスに関して雇用される自らの社員等が、本件敷地内での安全確保に十分な注意を払い、かつ当社の内部方針（要求によりその写しを入手可能）に従って、特に労働安全衛生法をはじめとする、人の安全、衛生及び福祉に関するすべての適用法を遵守するよう取り計らう。
 - 7.2.8 適切な資格を有し訓練を受けた人材を用いて、時宜を得た専門的な方法で本件サービスを履行する。
 - 7.2.9 購入注文書に記載された本件サービスの提供時間及び当社

が要求する労働時間の制限を厳守する。

7.2.10 適用あるすべての法律、規則、指針及び規範を遵守して本件サービスを履行する。

7.3 サプライヤーが本件サービスのデモンストレーションを提供した場合、本件サービスは、その性質及び品質において当該デモンストレーションと適合するものでなければならない。

7.4 サプライヤーの実績は、購入注文書に定められた基準に従って評価される。

7.5 本条件書のいずれの条項も、品質、目的適合性、又は制定法、コモンロー、慣習若しくは取引により黙示若しくは規定されるその他の事項に関するサプライヤー側の保証義務又は条件を排除するものではなく、当該保証及び条件のすべてが適宜重疊的に適用されるものとする。

7.6 本件サービスと併せて提供される品目は、本条件書の目的上、本件商品とみなされるものとする。

8. 代価

8.1 本件商品又は本件サービスの代価は購入注文書に記載されるとおりとし、また別段の記載がない限り、以下のとおりとする。

8.1.1 適用ある消費税（消費税及び地方消費税）（以下「適用税」という。）（必要に応じ、サプライヤーから有効な適用税のインボイスを受領することを条件に、適用税が関係する金額の支払いと同時に適切な税率で当社が支払うものとする。）を含まない。

8.1.2 本件商品の包装、梱包、出荷、運送、保険及び納品先住所への配送に係るすべての料金、及び適用税以外の関税、賦課金又は課徴金を含む。

8.2 当社の書面による事前の同意がない限り、（材料費、人件費若しくは輸送費の増加、為替レートの変動等いかなる理由であれ）代価を変更することはできない。

8.3 当社が書面により別段の同意をしない限り、本件サービスの代価は、本件サービスに関して発生したすべての費用及び本件サービスに関して提供された機器の費用を含むものとする。

8.4 書面による別段の合意がない限り、購入注文書に基づく支払額はすべて日本円で支払われるものとする。

9. 支払条件

9.1 サプライヤーは、以下のいずれかの時点で又はその後いつでも、当社に請求書を発行することができる。

9.1.1 本件商品の納入又は本件サービスの履行

9.1.2 中間金を支払う場合は、該当期間の終了時

9.1.3 マイルストーンの完了

9.2 各請求書には、購入注文書番号を記載し、請求書の対象である本件商品又は本件サービスを明確に特定し、また当社が請求額を計算及び／又は確認するために必要なすべての記録を添付するものとする。

9.3 購入注文書に別段の記載がない限り、当社は、請求に争いがない

限り請求書すべてを支払期日までに支払うものとする。支払の時間は重要な要素ではないものとする。

9.4 当社は、サプライヤーが当社に支払うべき金額又は本条件書に基づき代価から控除されるべき金額を、代価と相殺することができる。なお、サプライヤーが下請法により保護される場合には、相殺による支払額の減額が認められないことがある。

9.5 サプライヤーは、未払いの金額があることを理由に、本件商品又は本件サービスの提供を停止することはできない。

10. 救済措置

10.1 サプライヤーによる本件商品の納入若しくは本件サービスの提供が本条件書に準拠しない場合、又はサプライヤーが本条件書を重要な点において遵守しない場合、当社は、他の権利又は救済を損なうことなく、自らの単独の裁量により以下のいずれか又は複数の行為を行うことができる。なお、サプライヤーが下請法により保護される場合、当社は本項に基づく権利行使を慎重に行う必要がある。

10.1.1 本件商品の供給に関して：

- (a) 本件契約を終了すること。
- (b) 本件商品（の全部又は一部）を拒絶すること。この場合、サプライヤーは、自らの危険負担及び費用負担で本件商品を回収するものとし、また、拒絶された本件商品に関して支払われた代価を返金しなければならない。
- (c) 当社の選択により、本件商品の瑕疵又は不具合を是正する機会又は当該拒絶について通知を受けてから 5 営業日以内に無償で本件商品の代品を供給する機会をサプライヤーに与えること、及び本件契約の条件の履行を確保するために必要なその他の作業を行うこと。
- (d) 関連する本件商品の全部又は一部の代価について返金又は減額をサプライヤーに要求すること。
- (e) サプライヤーが行おうとする本件商品の再度の納入の受入れを、サプライヤーに対しいかなる責任も負うことなく拒絶すること。
- (f) 第三者から代替品を入手するために当社が負担した費用をサプライヤーから回収すること。
- (g) サプライヤーが本件契約に基づく義務を履行しないことに何らかの形で起因して当社が被ったその他のコスト、損失等又は費用に対し損害賠償を請求すること。

10.1.2 本件サービスの提供に関して：

- (a) 本契約を終了すること。
- (b) サプライヤーに対し、当社への追加料金なしに、本件サービスの関連部分を適時に再び履行するよう要求すること。
- (c) 瑕疵又は不具合のある本件サービス（の全部又は一部）を補完すること。この場合、サプライヤーは、かかる瑕疵ある本件サービスの補完において当社が負担した

費用を当社に払い戻さなければならない。

- (d) サプライヤーが行おうとする本件サービスの再度の履行の受入れを、サプライヤーに対しいかなる責任も負うことなく拒絶すること。
- (e) 第三者から代替サービス入手するために当社が負担した費用をサプライヤーから回収すること。
- (f) サプライヤーが本件契約に基づく義務を履行しないことに何らかの形で起因して当社が被ったその他のコスト、損失等又は費用に対し損害賠償を請求すること。

11. 知的財産

11.1 サプライヤーは、以下のとおり保証する。

11.1.1 サプライヤーは、本条件書に基づき本件商品又は本件サービスを当社に提供する際に使用したか又は今後使用する予定のあらゆる事項、事柄又は過程に存在する知的財産権に対する必要なすべての権利及びライセンス（本第 11 条に定める当社にライセンスを付与するすべての権利を含む。）を有しており、かつ、自らの費用負担によりこれを確実に維持すること。

11.1.2 当社による本件商品の供給及び使用並びに本件サービスの履行が、第三者の知的財産権若しくはその他の財産権又はその他の権利若しくは法律を侵害しないこと。

11.2 サプライヤー又は下請業者がいずれかの本件商品につき知的財産権を有している場合、サプライヤーは、本件商品を使用するために、その部品や構成部分、その意匠及びそれに関する情報を使用するための非独占的かつロイヤルティのない権利を当社に許諾せるものとする。

11.3 当社がサプライヤーに供給する本件商品又は本件サービス及びこれらに対するすべての知的財産権に関する情報又はその他の資料は、常に当社の独占的財産であり、当社がその返還を要求したときは直ちに当社に返還されるものとする。

11.4 購入注文書の履行に関して発生し、或いはサプライヤー若しくはそのいずれかの社員等により又はこれらの代理人により当社のために創出された仕様又は事項における知的財産権は当然に当社に帰属し、当社の独占的財産となるものとし、著作者及びサプライヤーはここに、現在及び将来の当該知的財産権のすべてを、完全な権原保証を付して当社に譲渡するとともに、当社に対して著作者人格権を主張しないことに同意する。サプライヤーは、当該資料が自己の責によらず公知であるか若しくは公知となった場合、又は本条件書のために必要である場合を除き、当該資料を第三者に開示せず、またこれを使用しないものとする。

11.5 当社は、サプライヤーが本条件書に基づく義務を履行する上で必要な範囲に限り、第 11.3 項及び第 11.4 項に定める知的財産権を使用するための、非独占的、譲渡不能かつロイヤルティのないライセンスをサプライヤーに付与する。当該ライセンスは、本条件書の終了又は購入注文書の完了のうちいずれか早い時点で終了するものとする。

12. 責任及び補償

12.1 サプライヤーは、以下に直接又は間接的に起因する損失等について責任を負うものとし、かつ、当社及び／又は当社グループのメンバー（当社グループのメンバーに対して本件商品が提供されるか本件サービスが履行される場合）が、以下に直接又は間接的に起因する損失等を被った場合には、その要求に応じてかかる損失等を補償するものとする。

12.1.1 サプライヤーによる本条件書の保証、約定又はその他の規定に対する違反

12.1.2 (i) 当社若しくはサプライヤーによる本件商品の占有、所有若しくは使用、又は(ii) 当社若しくはサプライヤーによる本件サービスの受領若しくは利用が、第三者の知的財産権を侵害しているとの第三者の主張（特に、第 11 条で言及される知的財産権の当社による保有、所有、使用、採用又は改変・翻案が第三者の知的財産権を侵害しているとの第三者の主張を含むが、これに限定されない。）

12.1.3 本件サービスに関し、サプライヤーの社員等のいずれかが、当社及び／又はかかる当社グループのメンバーに対して行う請求

12.1.4 本件商品の設計、製造及び／若しくは納入又は本件サービスの提供における、サプライヤー及び／又はそのいずれかの社員等の過失その他の作為又は不作為

12.1.5 本件商品が適用ある法律、規則、指針又は実務規範に準拠していないことにより当社に課される罰金、違約金又はその他の制裁（消費者安全法及び消費者製品安全法に基づく責任を含む。）

12.1.6 本件サービスの履行に関して、サプライヤーが違反をしたこと又はサプライヤーが適用される法律、規則、指針若しくは実務規範を遵守しなかったことにより、当社及び／又はかかる当社グループのメンバーに課される罰金

12.2 適用法上認められる最大限の範囲で、但し、第 12.1 項及び第 12.3 項の適用を何ら妨げることなく、

12.2.1 当事者及びその各グループの他のメンバーはいずれも、以下の事項について、他方当事者又は他方当事者のグループの他のメンバーに対し責任を負わないものとする（当該責任が、契約上、不法行為（過失を含む。）上、又はその他の理由のいずれにより発生したかを問わない。）。

(a) あらゆる種類の間接的損害、特別損害若しくは結果的損害、損失、コスト又は費用

(b) 本件契約に基づく義務の不履行又は履行遅延から生じる損失で、かかる不履行又は履行遅延が、他方当事者又は他方当事者のグループのいずれかのメンバーの作為又は不作為によるもの

12.2.2 本件契約の履行又は履行予定に関して発生した、契約、不法行為（過失又は法令上の義務違反を含む。）、虚偽表示、賠償その他における、いずれかの当事者及び当該当事者のグループの他の各メンバーの責任の総額は、本件契約の価

額を超えないものとする。

12.3 適用法上認められる最大限の範囲で、本条件書における責任の免除及び制限は、以下に起因していずれかの者が被った損失については適用されないものとする。

12.3.1 サプライヤーによる第 11 条の違反

12.3.2 責任の免除又は制限に依拠しようとする当事者が行った詐欺又は悪意ある不実表示

12.3.3 責任の免除又は制限に依拠しようとする当事者側の過失から生じた死亡又は人身傷害

13. 終了

13.1 本件契約は、第 2.3 項に従い購入注文書が受諾された時点で発効し、本件商品及び／若しくは本件サービスが提供されるまで又は本項に従い終了するまで有効に存続するものとする。

13.2 以下に該当する場合、いずれの当事者も、自らが有する他の権利及び救済を損なうことなく、他方当事者に書面で通知することにより直ちに本件契約を終了することができる。

13.2.1 他方当事者が本件契約のいずれかの条項について治癒することができない違反を犯した場合

13.2.2 他方当事者が、本件契約について治癒可能な違反を犯し、違反を犯していない当事者から当該違反について通告しその治癒を求める通知を受領してから 10 営業日以内に当該違反を治癒しない場合

13.2.3 他方当事者が、連続する 4 か月の間に、同一の又は実質的に類似する本件契約上の義務違反を 3 回以上犯した場合

13.2.4 他方当事者が取引を停止したか又は支払期日が到来してもその債務を履行することができない場合、他方当事者の清算のために申立てがなされ又は会議が招集された場合、他方当事者が管財命令の対象となったか又は（合併若しくは再建以外の目的で）清算に入った場合（強制若しくは任意の別を問わない。）、他方当事者が債権者と債務整理した場合又はその資産の全部若しくは一部について管財人が選任された場合、他方当事者が事業を停止したか又は停止するおそれがある場合、或いは、一方当事者が他方当事者に関して上記のいずれかの事由が発生しようとしていると合理的に判断した場合

13.2.5 一方当事者が不可抗力事由の影響を受けており、当該事由が 20 営業日以上期間継続している場合

13.3 第 13.2.2 号において、違反は、違反当事者が履行時期以外のすべての点において当該規定を遵守できる場合に治癒可能とみなす（但し、履行時期は本質的要素ではない場合。）。

13.4 当社は、書面でサプライヤーに通知することによりいつでも、本件商品又は本件サービスに係る購入注文書の全部又は一部を取り消すことができ、取り消された場合は以下のとおりとする。なお、サプライヤーが下請法により保護される場合、当社は本項に基づく権利行使を慎重に行う必要がある。

13.4.1 サプライヤーは、購入注文書におけるすべての作業を中止

するものとする。

13.4.2 （知的財産権の所有及び秘密情報の保護に関する本条件書の規定に関連するものを除き、また本第 13.4 項の残りの部分に規定されるものを除き、）両当事者は、取り消された本件商品又は本件サービスの要素に関し、相互にいかなる追加義務も負わないものとする。

13.4.3 当社の責任は、当社が取消権を行使した本件商品又は本件サービスの部分に相当する代価から、取り消された項目に関してサプライヤーが合理的に行い得るコスト削減（社員等の配置転換、下請注文の取消し及び本件商品又は本件サービスの構成要素及びその他の要素の再利用によるものを含む。）の純額に相当する額を差し引いた金額をサプライヤーに支払うことに限定されるものとし、サプライヤーが軽減できないコストが残る場合については、サプライヤーはコストの詳細について当社が合理的に納得する形でその正当性を証明しなければならないものとする。なお、当該支払いには、見込み利益の逸失又は結果的損失は含まれないものとする。

13.4.4 取り消されなかったすべての納入品の代価総額で、本条件書の規定に従い支払義務が存続するものについては、当社が取消権を行使した本件商品又は本件サービスの部分に相当する代価の要素を反映して減額されるものとする。

13.4.5 サプライヤーは、当社が支払った前払金のうち、上記第 13.4.3 号に基づいて支払われるべき金額を超える部分について、比例部分を返金するものとする。

14. 終了の結果

14.1 本件契約が終了又は満了した時点で、サプライヤーは、すべての当社資料等を直ちに返却するものとする。サプライヤーがこれを怠った場合、当社はサプライヤーの管理区域に立ち入り、これを取得することができる。すべての当社資料等が返却又は引き渡されるまで、サプライヤーは、それらの安全な保管につき単独で責任を負うものとし、本件契約に関連しないいかなる目的にも当該資料等を使用してはならない。

14.2 本件契約の満了又は終了（その原因を問わない。）は、以下を損なうものではない。

14.2.1 いずれかの当事者が本件契約に基づき又は本件契約に関して有するその他の権利

14.2.2 当該満了又は終了の効力発生日より前に発生した債務

14.2.3 本条件書の満了若しくは終了後も存続することが明示的に定められている権利若しくは義務、又はその性質上、本条件書の満了若しくは終了後も存続する権利又は義務。これらには、すべての場合において、第 10 条から第 12 条まで（同条を含む。）、第 14 条、第 17 条、第 18 条及び第 19 条から第 22 条まで（同条を含む。）が含まれるものとする。

15. 不可抗力

15.1 不可抗力に該当しない事由には、サプライヤーの従業員の労働争

議、原材料の不足、下請業者又は第三者供給業者の不履行が含まれるが、これらに限定されるものではない。

- 15.2 影響を受けた当事者は、本件契約又はその一部の不履行又は履行遅延が不可抗力事由により生じた場合には、当該不履行又は履行遅延について、他方当事者又は他方当事者のグループの他のメンバーに対しいかなる責任も負わないものとし、当該義務を履行するための合理的な期間の延長を受ける権利を有するものとする。

- 15.3 影響を受けた当事者は、以下に従うものとする。

15.3.1 不可抗力事由の発生から2営業日以内に、当該不可抗力事由の性質及び範囲についての全詳細（当該不可抗力事由の結果として本件契約に基づく自らの義務を履行することができない可能性及び期間についての、影響を受ける当事者の最善の見積りを含む。）を書面で他方当事者に提供し、その後、他方当事者から追加情報の合理的な要求があったときは速やかに当該情報を提供する。

15.3.2 当該不可抗力事由の結果を回避又は最小限にするためにあらゆる合理的な努力をし、合理的に実行可能な他の方法で自らの義務及び職務を遂行する。

15.3.3 当該不可抗力事由を合理的に実行可能な限り速やかに終結させるために、あらゆる合理的な努力をする。

16. 情報へのアクセス及び品質システムの監査

- 16.1 サプライヤーは、当社、その代表者又は正式な代理人が、以下を目的として本件契約に関するサプライヤーの帳簿及び記録を監査し、その写しを作成するためにすべての合理的な時間にサプライヤーの管理区域内に立ち入ることを許可するものとする。

16.1.1 規制機関による法的強制力のある要求を満たすため

16.1.2 品質管理システムを監視するため

16.1.3 サプライヤーが本条件書を遵守しているか否か、又は遵守したか否かを確認するため

また、サプライヤーは、電子的（その場合には、機械で読み取り可能な形式及びフォーマットによる。）であるか否かを問わず、サプライヤーが保有及び／又は保管するすべての文書及び情報へのアクセスを許可するものとする。

17. 秘密保持

- 17.1 各当事者は、自らが開示を受けた秘密情報を本条件書の目的にのみ使用し、自らの社員等及び／若しくは専門アドバイザー（但し、いずれの場合も本条件書に関連する場合に限るものとし、またいずれの場合もこれらの者に本条件書と同等の秘密保持義務及び不使用義務を負わしめることを条件とする。）又はその他の形で本条件書に従う者以外の者に対して秘密情報を開示しないことを約束する。

18. データ保護

- 18.1 各当事者は、本条件書に基づいて個人データを処理するにあたり、すべての適用データ保護法令を完全に遵守して行動することに万全を期すものとする。

- 18.2 本条件書において、「個人データ」及び「データ管理者」のすべ

ての言及は、それぞれ「個人情報」及び「データ利用者」／「個人情報取扱事業者」も指すものとし、また、「データ管理者」、「データ利用者」、「データ処理者」、「個人情報取扱事業者」、「委託を受けて個人データを取り扱う者」、「個人データ」、「個人情報」、「処理された」（並びに「処理」及び「処理する」）の語は、適用データ保護法令（適用ある場合）に定める意味を有するものとする。「当社個人データ」とは、当社の最終顧客に関する個人データをいう。

- 18.3 当社個人データの処理に関してサプライヤーがデータ処理者又は委託を受けて個人データを取り扱う者となり、当社がデータ管理者又は個人情報取扱事業者となる場合、サプライヤーは、以下に従うものとする。

18.3.1 第三国又は国際組織への当社個人データの転送に関するものを含め、本条件書に基づく義務を履行するために、当社の文書化された指示に基づいてのみ当社個人データを処理又は取り扱うものとする。但し、サプライヤーが従うべき適用法により要求される場合、サプライヤーは当該当社個人データを処理することができ、その場合、サプライヤーは（当該適用法により認められる範囲内で）当該法律的要求を当社に通知するものとする。

18.3.2 [削除]

18.3.3 当社の指示が適用データ保護法令に違反するとサプライヤーが判断した場合には直ちに当社に通知する。

18.3.4 当社の要請に応じて、適用データ保護法令により企図される合理的な支援を当社に提供する。

18.3.5 当社個人データの不正な又は違法な処理及び当社個人データの不慮の紛失、破損又は損傷を防ぐために適切な技術的及び組織的な対策が整備されていることを確実にする。また、かかる対策は、最低限、適用データ保護法令の要件を満たすものでなければならない。

18.3.6 当社個人データを処理する権限を有する人員が、当社個人データの機密性を維持するための守秘義務に拘束されることを確実にする。

18.3.7 本条件書により企図される当社個人データの処理活動の終結時に、サプライヤーは（当社の指示に従い）、当社個人データ及びサプライヤー又はその代理人により保持されているそのすべての写しを安全に返却又は安全に破棄する。但し、サプライヤーが従うべき適用法を遵守するために当該当社個人データを保持することを要求される場合はこの限りではない。

18.3.8 本第18.3項の遵守を証明するために合理的に要求されるすべての情報を当社に提供し、また、当社又は当社の指定監査人による監査を許可する。

18.3.9 当社の書面による事前の承認を得た場合に限り、当社個人データの第三者データ処理者に委託することができる。この場合、サプライヤーは、当社個人データに本第18.3項と同等の保護をもたらす書面契約を第三者データ処理者と締結していること、又は（場合により）締結する予定であ

ることを確認する。サプライヤーは、第三者データ処理者の作為及び不作為について引き続き全責任を負う。

- 18.3.10 当社個人データに影響を及ぼすような個人データ侵害を認識したときは、その旨を遅滞なく当社に通知する。

19. 保険

- 19.1 サプライヤーは、信頼できる保険会社において以下の保険を付保するものとする。

- 19.1.1 書面による別段の合意がある場合を除き、本件商品の購入金額の3倍以上の保険金額を伴う、本件商品に関して当社に発生し得る賠償責任に関する一般損害賠償責任保険及び専門職業賠償責任保険

- 19.1.2 本件サービスに関する適切な一般損害賠償責任保険及び雇用主責任保険

- 19.1.3 当社が承認した水準の本件サービスの提供に適した金額の専門職業賠償責任保険

- 19.2 サプライヤーは、本件契約期間中、当該保険を完全に有効に維持するものとする。

- 19.3 当社から要請があった場合、サプライヤーは、第19.1項に定める保険の保険証券の写しと、要請があった年度（又はその他の該当期間）の当該保険に係る保険料がすべて支払われていることの確認書を、速やかに当社に提供するものとする。

20. 完全合意

- 20.1 本条件書及び関連する購入注文書は、その主題に関する両当事者間の完全な合意を構成するものであり、書面によるか否かを問わず、またいかなる性質のものであれ、同じ主題に関する従前の草案、約束、表明、保証及び取決め（並びに、当該購入注文書の日付の前及び／又は後にサプライヤーから当社に通知されたか否かを問わず、サプライヤーのあらゆる条件）に優先し、これらを失効させるものとする。

21. 一般条項

- 21.1 購入注文書又は本条件書の修正又は変更は、両当事者が署名し、

そのような変更であることを明示した書面によらなければならない。

- 21.2 当社が本件契約に基づく権利を行使又は執行しない場合でも、当該権利を放棄したことにはならず、当社がその後において当該権利を行使又は執行することを妨げるものではない。

- 21.3 サプライヤーは、事前に当社の書面による承認（かかる承認はこれを不当に留保してはならない。）を得ることなく、本件契約に基づく自らの権利又は義務を他に譲渡若しくは移転してはならず、譲渡若しくは移転を意図してはならず、これに担保権を設定してはならず、またこれを再委託、下請けに出してはならない。

- 21.4 本条件書のいかなる規定も、両当事者間にパートナーシップ、合併事業、代理関係又はその他の雇用者と被雇用者の関係を構築するものではなく、また構築するとみなされるものでもなく、各当事者は、互いに独立した当事者として本条件書に同意している。

- 21.5 本条件書のいずれかの規定が、管轄当局により、その全部又は一部につき無効又は執行不能と判断された場合、当該無効又は執行不能の範囲内で当該規定は分離可能とみなされ、本条件書の残りの規定及び当該規定の残りの部分は影響を受けず、完全に有効に存続するものとする。

- 21.6 明示的な定めがある場合を除き、本件契約の当事者でない者は、中華人民共和国民法、契約（第三者の権利）施行令（香港法第623章）、2017年契約商法、2001年契約（第三者の権利）法、台湾民法等のいずれに基づくかを問わず、本件契約の条件を執行する権利を有しない。

- 21.7 本条件書に基づき行われる通知、要請又はその他の連絡は、書面により、第1種郵便で、登録事務所及びその主たる営業所宛てに送付されるものとし、投函後3営業日目に受領されたものとみなされる。本条の規定は、両当事者間の電子メールによる通信には適用されない。

22. 準拠法

本条件書は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとし、両当事者は、東京地方裁判所の専属的管轄権に服するものとする（契約外の紛争又は請求についても同様とする。）。